

# 津市消防職員の懲戒取扱いに関する規程

平成18年1月1日消防本部訓第2号

改正 平成25年3月29日消防本部訓第7号

平成28年3月28日消防本部訓第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の懲戒取扱いについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年津市条例第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 消防長が任命した本市の消防職員をいう。
- (2) 規律違反 職員が、地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合をいう。
- (3) 所属長 消防本部の課長、室長及び担当副参事並びに消防署長をいう。

(規律違反の申立て)

第3条 所属長は、職員に規律違反があると認めるときは、懲戒申立書（第1号様式）に、次に掲げる証拠及び身上調査書（第2号様式）を添えて消防長に申し立てなければならない。

- (1) 本人の聴取書又はてん末書。ただし、本人が供述又はてん末書の提出を拒んだときは、事実調査書とする。
- (2) 関係人の聴取書又は陳情書
- (3) その他の証拠

(懲戒審査委員会)

第4条 職員の規律違反の事案を審査するため、津市消防職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、消防長、委員には消防長が指名する職員をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、消防総務課において処理する。

2 委員会に、懲戒審査委員会記録簿(第3号様式)を備え、審査の状況その他必要事項を記録するものとする。

(審査の要求)

第7条 消防長は、第3条に規定する申立てを受けた場合において、その規律違反に対して懲戒処分を必要と認めるときは、懲戒審査要求書(第4号様式)に証拠を添えて速やかに委員会に当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 消防長は、前項の場合において、被申立者の所在を知ることができないときは、同項の規定による被申立者に対する通知を省略することができる。

3 第1項の通知を受けた被申立者は、第11条に規定する口頭審査を要求しようとするときは、口頭審査要求書(第5号様式)により直ちにこれを要求しなければならない。

(勤務に関する指示)

第8条 消防長は、事案の審査を委員会に要求した場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をすることができる。

(委員会の審査)

第9条 委員長は、審査の要求があったときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求のあった日から7日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要があると認めた場合は、被申立者その他関係者の出席を求めて口頭審査によることができる。

3 委員会の審査は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第10条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に参加することができない。

(口頭審査の手続)

- 第11条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を通知するとともに、申立書の写しを送達しなければならない。
- 2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当な理由がなく出席しないとき、又は再度の呼び出しに応じないときは、この限りでない。
- 3 委員長は、規律違反申立者側に証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。
- 4 被申立者は、委員会の審査期日の3日前までに、委員長に対し要求書(第6号様式)により被申立者側の証人の呼び出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。
- 5 委員長は、前項の要求を受けた場合は、被申立者側の証人を委員会に呼び出さなければならない。

(委員会の報告)

- 第12条 委員会は、懲戒処分の要否、種別その他必要と認める事項を決定し、懲戒審査報告書(第7号様式)によって消防長に報告するものとする。

(処分説明書の交付)

- 第13条 懲戒処分は、当該職員に人事異動通知書とともに、処分説明書(第8号様式)を交付して行うものとする。

(訓戒処分等)

- 第14条 消防長は、第3条に規定する申立てを受けた場合又は第12条の規定による報告を受けた場合において、その職員の規律違反の程度が軽微であるため懲戒処分を要しないと認めるときは、当該職員に対し訓戒若しくは嚴重注意を行い、又はその所属長をしてこれらを行わせることができる。
- 2 訓戒は、訓戒処分書(第9号様式)を交付してこれを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の津市消防職員の懲戒取扱に関する訓令(昭和61年津市消防本部訓令第8号)又は解散前の久居地区広域消防組合職員懲戒規則(昭和59年久居地区広域消防組合規則第3号)の規定によりなされた

処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓第 7 号）

この訓は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日訓第 7 号）

この訓は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

懲 戒 申 立 書

所属  
階級  
氏名

上記の者の規律違反につき次のとおり申し立てる。

- 1 規律違反発覚の端緒
- 2 規律違反の年月日及び場所
- 3 規律違反の内容
- 4 添付書類（別添）
  - (1) 証拠
  - (2) 身上調査書

年 月 日

消防長

所属長（氏 名） ㊟

第 2 号様式（第 3 条関係）

身 上 調 査 書

階級

氏名

- 1 採用年月日
  
- 2 給料
  
- 3 既往の懲戒処分等の年月日、種別、理由
  
- 4 勤務の状況及び成績
  
- 5 部内又は社会の反響
  
- 6 その他処分を加重又は軽減すべき事項
  
- 7 処分に対する意見

年 月 日

所属長（氏 名） ㊟

第 3 号様式（第 6 条関係）

懲戒審査委員会記録簿

開催日			
場所			
出席者	委員		
	書記		
	被申立者		出欠
	証人 参考人		
懲戒審査 事案			
審査 結果	処分の 種別		
	処分の 程度		
	理由		
審 査 の 状 況			

第 4 号様式（第 7 条関係）

懲 戒 審 査 要 求 書

年 月 日

（宛先）津市消防職員懲戒審査委員会委員長

消 防 長 （ 氏 名 ） 印

津市消防職員の懲戒取扱いに関する規程第 7 条第 1 項の規定により、次の者の規律違反につき審査を要求します。

- 1 所属、階級及び氏名
- 2 規律違反の事実
- 3 添付書類
- 4 備考



第 5 号様式（第 7 条関係）

口 頭 審 査 要 求 書

年 月 日

（宛先）津市消防職員懲戒審査委員会委員長

所 属  
階 級  
氏 名



私の規律違反についての津市消防職員懲戒審査委員会の審査は、口頭審査によって行われるよう要求いたします。

第 6 号様式（第 11 条関係）

要 求 書

年 月 日

（宛先） 津市消防職員懲戒審査委員会委員長

所 属  
階 級  
氏 名



私の規律違反に係る審査について、次の証人を呼び出して下さい。（次の証拠について審査して下さい。）

証人の住所及び氏名

証拠

第 7 号様式（第 12 条関係）

懲 戒 審 査 報 告 書

年 月 日

（宛先）消防長

津市消防職員懲戒審査委員会委員長

年 月 日付け（氏 名）に関する懲戒審査要求に基づき審査した結果、次のとおり決定したので報告します。

- 1 懲戒処分の要否
- 2 懲戒処分の種別
- 3 その他必要と認める事項

第 8 号様式（第 13 条関係）

処 分 説 明 書

交 付	年 月 日		
処 分 者	消防長 階級（氏 名）		
<p>（教示）</p> <p>この処分についての審査請求は、地方公務員法第 49 条の 2 及び津市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市公平委員会に対してすることができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後は、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があった日から 1 年を経過したときは、正当な理由のある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。</p>			
被処分者	所属	職名	階級（氏 名）
処分時期	年 月 日	処分の種類 及び程度	
根拠法令			
処分理由			

第 9 号様式（第 14 条関係）

訓 戒 処 分 書

所 属

階 級（氏 名）

津市消防職員の懲戒取扱いに関する規程第 14 条の規定に基づき訓戒する。

年 月 日

消防長 階級（氏 名） 印  
（所属長 階級（氏 名） 印

理由